

奈良県金属くず営業条例・施行規則の一部が改正されます

令和6年7月1日より、「奈良県金属くず営業条例」及び「奈良県金属くず営業条例施行規則」が一部改正され、下記のとおり変更となります。

許可証等の様式の変更(施行規則第4条・第13条関係)

- ・「金属くず商許可証」及び「金属くず行商届出済証」の様式が変更されます。

標識の様式の変更(条例第8条・施行規則第9条関係)

- ・「標識」の警察署長の検印が廃止されます。
- ・「標識」の様式が変更されます。(下の「標識の様式」を参照してください。)

帳簿の様式の変更等(条例第10条・施行規則第10条関係)

- ・「帳簿」の警察署長の検印が廃止されます。
- ・「帳簿」の様式が変更されます。
- ・取引の「帳簿に準ずる書類」の使用、「電磁的方法による記録」ができるようになります。
「帳簿に準ずる書類」とは
 - ・ 条例で定められた記載すべき事項を取引の順に記載することができる様式の書類
 - ・ 取引伝票その他これに類する書類であって、条例に定められた記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの(取引順にとじ合わせておくこと)

立入及び調査(条例第13条関係)

- ・立入の実施者が、「警察官」から「警察職員」に変更されます。

留意事項

○ 帳簿について

現在、改正前の条例に定める帳簿の様式を使用している場合、最終の記載をするまでは、従前どおり使用することができます。

○ 許可証・届出済証について

条例の改正前に交付を受けた許可証・届出済証は、改正後も継続して使用することができます。

○ 標識の様式の変更について

現在、改正前の条例に定める様式の標識を使用している場合は、令和6年12月31日まで使用できます。

標識の様式

第7号様式(第9条関係)

金 属 く ず 商	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 番 号	第 号
氏名又は名称	
住所又は所在地	
営業所の名称	
営業所の所在地	

備考1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【問い合わせ先】

- ・ 営業所を管轄する警察署生活安全課
 - ・ 奈良県警察本部生活安全部
生活安全企画課許認可審査室営業係
- TEL:0742-23-0110(内線:3043・3044)

